

平成 23 年 1 月以降の買入消却におけるフェイル発生時の取扱い

変更後（案）	現 行
買入日に買入対象先から買入対象国債が引き渡されなかった場合（フェイル時）には、<u>買入日の 3 営業日後</u>（当日が振替停止期間に該当する場合には、当該振替停止期間経過直後の利子支払期日）<u>まで</u> <u>の期間内で買入対象先が希望する日</u>に買入れを延期する。<u>上記期間内</u>に買入対象先から買入対象国債が引き渡されなかった場合には、当該契約を解除する。<u>また、フェイルの発生期間に応じて、日本証券業協会が公表している「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」に基づき算出したフェイルチャージを賦課する。</u>	買入日に買入対象先から買入対象銘柄が引き渡されなかった場合（フェイル時）には、<u>買入日の 3 営業日後の日</u>に買入れを延期する。 <u>買入日の 3 営業日後の日</u>に買入対象先から買入対象銘柄が引き渡されなかった場合には、当該契約を解除する。 （注）ただし、買入日の 3 営業日後の日が振替停止期間に該当する場合には、当該振替停止期間経過直後の利子支払期日に買入れを延期する。

※ 現行の取扱いは、平成 21 年 3 月 19 日付「平成 21 年度における国債買入消却入札の実施方法」からの引用。

国債市場特別参加者制度運営基本要領 新旧表

変更後（案）	現 行
第 4 国債市場特別参加者の有する特別資格 （略） 2 買入消却のための入札への参加資格 国債の買入消却に関する省令（平成 15 年財務省令第 2 号）第 3 条第 1 項に規定する買入入札参加者として、同項に規定する買入入札に参加することができる。ただし、締結された契約を履行することができなかった者については、この限りではない。 （略）	第 4 国債市場特別参加者の有する特別資格 （略） 2 買入消却のための入札への参加資格 国債の買入消却に関する省令（平成 15 年財務省令第 2 号）第 3 条第 1 項に規定する買入入札参加者として、同項に規定する買入入札に参加することができる。 （略）